

第三帝国下のドイツ・ユダヤ人の危機意識

——「ドイツ先遣隊」(1933-35)のハンス＝ヨアヒム・シェーブスの事例を通じて——

長 田 浩 彰

1. はじめに—1933-39年までの具体的危機

ここ数年私は、第三帝国下のドイツ・ユダヤ人に実際どのような危機が迫りつつあったのかを、まず問題としてきた。平成9年度から継続中の科研中間報告書¹⁾では、1933年から39年までのベルリンでのユダヤ人に対する行政側からの措置の事例を、研究者ヴォルフ・グルーナーの分析成果²⁾を利用することで紹介した。ベルリンでの事例は、ユダヤ系諸組織の本部がそこにあることから把握しておく必要がある。それを簡単にまとめれば、以下のようになる。

まず、全国的傾向として、ドイツのユダヤ人の国外移住者が大量に発生するのは、ナチ政権発足時の33年を別とすれば、38年末から39年にかけてであった。この理由は、38年11月の全国規模での「水晶の夜」ポグロムの発生と、その事態收拾を口実とした「経済のアーリア化」措置によって、彼らから生計を営む手段が奪われていったことと、政権の側が、内務省内に「ユダヤ人移住全国本部」を設置(39/1/24)して、彼らの移住を積極的に推進していったことに求められる。

体制によるユダヤ人政策は、大きく3つの時期、つまり38年末までの迫害・追放期、39年以降の強制的管理期とそのなかで41年秋以降の東部占領地域に向けての彼らの強制的移送＝ホロコースト実施の時期に分けられる。

帝都ベルリンの場合も、全国レベルでの傾向がある程度当てはまる一方、ここは、ドイツ最大のユダヤ人居住地であったことから、次のような特

徴が認められる。まず、ここでは、既に33年3月から、他に先駆けて、ユダヤ人医師や弁護士に対する権利の制限が始まっていたように、反ユダヤ的措置の実験の場、38年の全国レベルでの政策の調整が始まるまでは、他の地域での措置をリードする場でもあったということだ。つまり、他より早い段階で、措置が強化されていったという傾向がある³⁾。

次に、このユダヤ・ゲマインデは最大であり、その相互扶助能力に期待して、また、国外移住の斡旋に期待して、ドイツ全土からユダヤ人が移り住んでくる内国移動の大きな目的地の1つでもあったということだ。例えば、35年8月から翌年の3月までに、約4600人のユダヤ人が地方からベルリンに流入し、約7400人が国外を中心にそこから流出している。こういったわけで、ベルリンには、33年で約16万人、38年初頭でまだ約14万のユダヤ人が生活していたのである⁴⁾。お互いが顔のしれた地方の町や村での生活より、大都会の与える無名性が、ユダヤ人に社会的・経済的な摩擦や、精神的な苦痛を和らげることになったからでもあろう。そこから、反ユダヤ的措置の実施が他よりも早かったにもかかわらず、38年末まではそれ以前とあまり大差ないユダヤ人人口を、ベルリンは擁することになったわけである。

では、上記2点をふまえた上で、具体的に38年末にかけて、ベルリンではどのような措置が取られたのかを、簡単ながらより具体的に把握しておきたい。

33年に見られる反ユダヤ的措置の特色は、以下の通りである。全国法である「専門職公務員再建法」(33/4/7)によるユダヤ人の公職からの追放(ただし、免除規定あり)と前後して、まず医師や弁護士などへの職業活動の制限が行われている。つまり、保険医資格の取り消しや保健医療の制限、公立病院での解雇、弁護士業務内容や対象の制限、裁判官の解任などである。また、授業料の軽減や公的扶助受給の制限といった、行政の行うサービス面での制限や、役所関係の入札からのユダヤ人業者の排除なども見られた。その他には、スポーツ施設の利用制限開始(10-12月)もあった。

また、文化活動関係や芸術関係者・ジャーナリストらに対する職場からの締め出しや就業の制限は、9月以降に全国レベルで始まり、ベルリン・ユダヤ人に大きな影響を与えた⁵⁾。これらに見られる特徴は、体制の措置が、一律に全てのユダヤ人を対象としていたというよりも、個々の職種や個々のケースに限定されて、適応免除規定も含みつつ行われたということであろう。実際に、誰を「ユダヤ人」とするかに関しても、ユダヤ教徒である以外の場合には、個々のケースでかなりまちまちだったようである。

ドイツ・ユダヤ人の意識に大きな変化をもたらしたのは、35年末になって、「ユダヤ人」規定が明確化され、原則としてユダヤ人が一律に免除規定なく扱われ始めたことではないだろうか。つまり、35年9月15日の「ドイツ国公民法」と「ドイツ人血統保護法」からなるいわゆる「ニュルンベルク法」と11月14日のその第一次施行令によって、「ユダヤ人」がいわば「人種的」にも明確に規定された。それによれば、祖父母に3人以上ユダヤ教徒がいることでそう見なされた「4分の3ユダヤ人」以上が、ユダヤ教徒でなくともユダヤ人とされた。適応免除規定の廃止も、第二次施行令（12月21日）によって、第一次施行令の対象となる公務員の職種が明確化された⁶⁾。これらによって、ユダヤ人は、国籍を保有するだけの二級市民に貶められ、以後のドイツ人との結婚や婚外交渉も禁止されたのである。この時点で、ユダヤ人とドイツ人の分離が、完全に実施されたとは言えないが、明確に目指され始めたとは言えよう。以後ドイツ・ユダヤ人は、どういう思想や意識を持っていようと、原則から言えば一律に扱われることとなったわけである。

この方向が、個々の事例で突き詰められ始めるのは、36年のベルリン・オリンピックが終了して外国からの注目も薄れた37年末頃から、ベルリンでは見受けられる。それは、11月6日の「帝都におけるユダヤ人医師一覧表」の作成から始まり、38年2月から4月にかけて、ベルリンでの歯科医、歯科療士、福祉医療を許可された専門医などの一覧表化へと広がっていった⁷⁾。あらゆる生活領域で、ベルリン・ユダヤ人をドイツ人から分離する

ため、社会福祉関係の書類や健康保険証、身分証明証、自動車ナンバー、パスポートなどにも、別の書類やナンバー・プレート、それとわかる印がスタンプされた。各行政管区での足並みを統一するために、警察本部長の元に、ユダヤ人部局 Judendezernat が6月13日に新設された。ここを通じて、誰がユダヤ人かを明確化する措置が進められたようだ。また10月以降彼らは、所轄の警察署に、所有する武器を引き渡すよう命じられた。12月1日には、ユダヤ人失業者を別に取り扱い、39年以降は彼らの徴用などの業務も担当する専門部局が、ベルリン職業安定所に設けられた。上述の「ユダヤ人移住全国本部」のもとで移住事務を集中管理する「ベルリン・ユダヤ人国外移住中央局」の設置が告示されたのは、翌39年2月17日だった。

全国レベルでは、38年4月26日にユダヤ人財産申告令が出され、資産価値5千マルク以上の全財産の登録が始まり、7月25日にはユダヤ人医師の免許が失効し、9月27日には弁護士に業務禁止令が出された。これ以後は、少数のユダヤ人患者治療者 Krankenbehandler と法律顧問 Rechtskonsulent のみが認められることになった。また、ユダヤ人とわかる名前でない人々には、翌年初頭から強制名が追加されることも、8月17・18日に全国規模で規定された。こういった準備を経て、11月9-10日の「水晶の夜」ポグロムをきっかけに、年末にかけて、翌年からの全体的な営業の禁止、企業や商店・財産の強制的「アーリア化」、10億マルクの特別課税などが決議された。教育・福祉制度での分離の諸規定も作成された。これらの規定により、ユダヤ人は、生計を立てる手段を大幅に喪失することとなり、国外移住を余儀なくされることとなったのである⁸⁾。

本稿の目標は、以上のようなユダヤ人に迫りつつあった実際の危機に対して、彼らがそれらをどう「認識」していたのか、という上述の科研共同研究に対する研究成果の一部を提示すると共に、そこに見られるドイツ・ユダヤ人の自己認識＝アイデンティティを分析するという、新たな個人科研の研究テーマ⁹⁾への橋渡しを探ることである。ここで本稿の小結を先取りすれば、次章以降で扱う「先遣隊」や指導者シェーブスの事例は、その

親ナチ的な内容ばかりが時代状況から切り離されて注目され、批判される傾向¹⁰⁾にあったが、彼らの言動は、ユダヤ人の一律的取り扱いや分離のための明確化が始まるまでの、35年までのドイツ・ユダヤ人の状況を背景として理解されねばならない、ということになる。

2. シェープスと「ドイツ先遣隊ードイツ・ユダヤ人従士団」

1933年2月26日、ヒトラーが首相について4週間弱が過ぎて、右派で反シオニストのユダヤ人青年グループが、カッセルで会合を開き、「ドイツ先遣隊ードイツ・ユダヤ人従士団」(以下、「先遣隊」と略)を創設した。これは、150名前後の小さな集まりだった。ユダヤ系であるがためにヒトラー・ユーゲントからも排除され、ドイツ青年運動の系譜をひく諸組織からのユダヤ人の排除に感情を害されて、「先遣隊」の創設者たちは、これらの対応にも関わらず、もっぱらドイツ国民主義者の原則に基づく別組織のユダヤ人青年運動を創設することで、「国民的再興」運動に関与する権利を再確認するよう希望した。24才の作家・宗教史家のハンス＝ヨアヒム・シェープス Hans=Joachim Schoeps に導かれた創設者たちは、当初から、「他のドイツ右派のブント・諸サークルと共に、祖国の再興に参加する準備があることを」明確にしていた。当初はフランクフルトに本拠をおいたこの組織も、翌34年夏には、シェープスの移動と共にベルリンに移ったようだ¹¹⁾。

ここで、研究者カール・ラインスの研究成果に従って、シェープスの経歴を見ておきたい。彼は、ベルリンで1909年1月30日に生まれ、80年7月8日に死去し、ニュルンベルクに埋葬された。シェープス家はヴェスト・プロイセンの伝統的なユダヤ人家庭であり、父は、衛生顧問官ユリウス・シェープス医師。父シェープスは、第一次大戦の古参兵で、決然とした保守主義者であり、当初ベルリンの軍病院、後にポーランド前線での衛生施設を指揮した。休戦でベルリンに帰国後も、ベルリン・マリーンドルフの

病院長を務めつつ、20年まで国防軍の制服を着用したという。同年代のプロイセン・ユダヤ人の多くと同様、彼もこの新共和国を歓迎せず、君主主義的感情を心に抱いていた。戦後には、近衛師団第2連隊の戦友会の名誉会員にも選ばれている。熱烈な反マルキスト・ビスマルク崇拜者・反シオニストというのが父シェーブスだった、とラインスは述べている。母は、ケーテ・シェーブス（旧姓フランク）。この家系も、ブランデンブルク＝プロイセンと強い絆を持っていたようで、曾祖父の1人は、プロイセン解放戦争に志願兵として従軍していた。息子シェーブスは、ベルリンの同化ユダヤ人家庭の多くと同様、このように、重要なユダヤ的色彩に欠けた雰囲気の中で育てられた。両親も、ユダヤ人の宗教的ないし共同体的な事柄に積極的に関与していた節はなく、息子本人も26年頃まで、ユダヤ教に興味を持っていた様子はなかった、とラインスは言う¹²⁾。

彼は、23年には、Freideutscher Werkbund というドイツ青年運動の組織に入会した。改宗しないユダヤ人ではまれなようだ。ユダヤ教の知識に欠けていることが、代替の精神的・感情的な拠り所の模索につながり、彼をここに導いたとラインスは見ている。ここで、シェーブスは、宗教思想の大きなインパクトを受けた。この組織は、階級対立・戦争・搾取を生み出した市民社会を拒絶しており、キリスト教社会主義者 Eberhard Arnold が指導に当たった。この組織は、既存の教会を、革新的でなく、労働者階級の闘争を受け入れず、世界の不平等をあるがままに甘受しているとして非難し、共同生活を行うことで独自の社会的平等主義を達成するため、1927年に独自の農業入植地「兄弟農場」を Roehn に開設し、罪深き俗世からの逃避をはかった。

シェーブスは、この組織には深く関与せず、その後ハイデルベルク大学学生の時に、ドイツ・アカデミカー自由団 Deutsche Akademische Freischar に1928年に入会した。この組織の活動はいわばワングルの、しかし、性格はアカデミックで知的だったようで、彼はまた、29年には、自由ドイツ同士団 Freideutsche Kameradschaft の設立に関与して、その指

導者となっている。この組織も、もっぱら大学生から構成されていたようで、ワイマル末期の目前の経済的・政治的危機に対して、保守主義的・権威主義的哲学を明瞭に述べることで取り組もうとした。やはり青年運動らしく、直接の政治活動よりも、精神的活動、知的議論が、この組織の活動の中心を占めていた。共和国が体现する自由主義・功利主義的な価値観を拒絶することで、この組織は、自由ドイツ青年運動の伝統を継承しようとした。1932年にかけて、この組織は、アメリカ的大量生産手段やソビエト・ボルシェヴィズムを、個人を束縛するよう設計された経済システムであり、新たな民族性 Volkstum の出現を阻むものだとして拒否の態度を示していた¹³⁾。

1930年の国会選挙結果を振り返ってシェーブスは、「青年とナチズム」という論説を、ヨアヒム・フランクという匿名で、ドイツ・ナショナリズムを標榜するユダヤ人組織「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」の機関誌（同年11月号）に寄せている¹⁴⁾。2年のうちに得票数を約600万にまで増やし、その議席数を12から107にまで増やしたナチ党員たちの異例の興隆を捉えて、彼はこう述べている。昨今の国会選挙の数値結果に現れたのは、一定の社会層、特に青年にもはや耐え難いと感じられている、今日の我々の政治—経済的、精神—文化的な生活全体の状況に対する、政治的というよりも生活上の反動であると。これらの青年たちは、再び自己犠牲的な活動が可能となる対象としての理念やシンボルを求めている。今日の共和国ないしそれを代表する支配層が、生き生きとしたヒロイズムに全く理解を示さず、・・保証と扶助をモットーとしていることが、これらの若者に最も忌み嫌われているのであると。ナチスの若者たちは、理性の優勢や我々の生活のあまりに大きな分別さ、今日の経済制度の計算高さと商人人根性に抗議しているのであり、ここに、ナチスが浮上した最も深い理由があるようだ、と彼は述べ、以下のように続ける。「ナチスの波の盛り上がりは、民主主義共和国に、重大な警告の兆しを与えている。共和国の形態を保持しようとするれば、人々は、すぐに古い自由主義の立場を見捨てるに違いない

だろう。というのは、若者に今日まず重要なのは、個人の尊重や意見交換の自由ではもはやなく、国家の威信の尊重であり、全体の1部分として個人的に権限を付与されることである¹⁵⁾。」よって、民主主義共和国は、もしそれが結局、「権威的 autoritaer」になるなら、そのときにのみ維持され、青年らの心を捉えることができるだろう。この種の「大統領政府」にとっては、無条件に社会的民族国家のために立ち上がり、その性格や精神的な質から指導する権限を与えられるような人々の存在が、決定的に重要だろう。そのような人物を得られるかどうか、確かにまだ懸案なのである¹⁶⁾、とシェーブスは締めくくっている。

また、ナチスの政権掌握に際しても、彼はそれを手放しで賞賛しているわけではない。33年1月に著した「政治の新しい素顔¹⁷⁾」というシェーブスの論説を見れば、ナチスに対して、一定の感謝を示しつつも、他方それが、シェーブスらの望む「権威的国家」ではなく、独裁的な「全体的国家」を標榜しているとして、割り引いて見ている。彼は以下のように述べている。「ナチ黨員らは、その信奉者らに、宗教的—千年至福説的に癒しそのものを与える国民運動として、独裁的な要求を立て、『全体的な total 国家』を望んでいる。絶対的な自立を要求することで、今日、この世に一度だけ、この全体的な国家は存在した。つまり、宗教的権力として、ソ連の中に。・・・この『全体的国家』に対して、ずっと以前から、本当の保守主義者たちは対抗してきたのであり、・・・ [彼らの求める権威的国家は、] 国家の強力さを保持し、それを代弁できるように、権威を要求している。これは、[全体的国家と異なり] (教会や教育、文化活動といった) 自らの任務を保持する他の諸権力によって制限を与えられることを自覚しており、それどころか自らを出来る限りそれらに捧げることを自覚している¹⁸⁾」と。

さらに、33年10月の機関誌『ドイツ先遣隊』第1号に掲載された「新たなドイツの中でのユダヤ人」という論説の中で、シェーブスは、ボルシェヴィズムの克服を、ナチスの業績として賞賛し、ナチスの勝利が、ユダヤ人社会に対して、ドイツ自由主義への結合という伝統を再考するように強

いていると論じた。少々長くなるが、この論説¹⁹⁾の骨子を引用しよう。彼らの主張や立場は、これ以後も余り変化していないようであるから。

「8月5から6日にかけて、『ドイツ先遣隊—ドイツ・ユダヤ人従士団』の第2回全体会議が、フランクフルトで催された。(S.103)・・・会議全体を支配した雰囲気と感情は、・・・歴史の評決が我々に敵対的な決定を下したということであり、ユダヤ人にとって無条件にドイツ側に立ち、ドイツの未来への道を選ぶことは、なお受難の道であるかもしれないということだった。・・・我々がフランクフルトに来たことで、既に1つの決定がなされたのだ。それによって我々は1つのブント(同盟)となった。もはや個人々人ではない。我々従士団のスローガンは、何が起ころうと、いつも喜んで祖国ドイツのために *Bereit fuer Deutschland* である。(S.104)・・・この根底にあるものは、ヒロイズムではなく、他の選択がないので、現実の生活に立つ真っ正直な人間の当然の信条告白である。・・・アブラハムの末裔である我々が、ユダヤ人の系統と宗教を保持し、まさにそのことからドイツ人であるということ。このことは、我らの生活の中の真実であり、誰もこれを覆せない。たとえ我が祖国が我らを勘当しようとも、我々は祖国に忠実なままである。(S.104-5)・・・こういった心の準備は、我々に、担わねばならない責任を与え、・・・それからは、誰も逃れられない。・・・今日のユダヤ人がドイツ人として担わねばならない責任は、まず第一に、自らの誤りと罪を認めることを要求する。・・・我々には、ナチズムの画期的な業績が、ドイツのボルシェヴィズムを克服し、それと長期的視点で戦える状態を作ったことにあると思える。モスクワへの敵対的態度や、西欧的民主主義の与える自由主義の排除によって、ナチズムは、それ特有の第3の採るべき解答を与えたのだ。(S.105)・・・ナチズムはドイツを没落から救い、今日ドイツは、その民族主義的 *voelkisch* な意味での刷新を体験している。(S.106)・・・しかし、ドイツがその基盤をアリア的な血と人種に置くことは、必然的に、非アリア人を政治的・社会的に祖国から分離することを意味する。・・・この点で何か発言できるのは、・・・血

によってではなく歴史によって存在し、歴史的な考察を行える保守主義者だけである。(S.107-8) 彼は、まさにその国家意識や歴史意識を通じて、ドイツ・ユダヤ人が、生物学的所見だけによって、誤って非アーリア人と見なされてきたことを知っている。ドイツの運命の中にあるドイツ・ユダヤ人として、彼は、ドイツのためにという歴史意識から、またそのユダヤ性から、いわゆる非アーリア人の扱いに対して、妥当に反論できるのだ。・・・そのため [保守主義者である] 我々には、ドイツ・ユダヤ人の生まれ変わりのために心を配るという義務が課せられることとなる。・・・その際の [彼らドイツ・ユダヤ人への] スローガンは、自らを振り返れ! である。・・・我々の曾祖父たちが政治的自由主義との間に結んだ攻守同盟を、解消しなければならないことを思い起こすのだ。(S.108) ・・・我々は、議会主義的方法で自らを主張できると思う自由主義的な見解の残りかすが・・・ドイツ人意識を持つユダヤ人の明白な代表者らから消えていくよう配慮するつもりだ。(S.109) ・・・ユダヤ人の中の自由主義者らは、同化というスローガンに是が非でも従ってきた。自由主義者らは、・・・全人類の本質的同一性とそれによるユダヤ人の同権化を抽象的一人道的思想の宣伝で証明するために、あらゆる支配-被支配的な区分や客観的秩序形態を粉碎する形で、同化を実行してきた。・・・社会主義とも結びつくこの抽象的一人道的思想は、あらゆる政治的関係を商業上のものへと歪曲し、有機体的な社会形態を人工的なそれへと崩すのに好都合だった。この具体性を消し去る思考方法は、ユダヤ教から・・・ただその特性を消し去るために、1つの一般的な倫理を作り上げた。ユダヤ教は、その自由主義的な改革者らによって、解消してしまうまで換骨墮胎されてしまったのだ。ドイツ国家は、・・・1918年のドイツ啓蒙主義革命によって、その君主的性格 Herrlichkeit と絶対的尊厳を引き剥がされてしまった。(S.110) ・・・シオニストは、イスラエルの民を現世的な1つの民族として、諸国民に同化させようとしている。・・・しかし、我ら保守主義者は、・・・イスラエルの民が神の民、つまり永遠なるものの従者であることを知っている。・・・よって、我々は、シオニズム

がイスラエルの民全体の現実をねじ曲げ、救済者の使命を消して離散の歴史の意味を破棄し、終わりにしてしまおうとするので、断固それと戦わねばならない。(S.111)・・・よって、我ら保守主義的ドイツ・ユダヤ人は、自由主義者とシオニストとは袂を分かつたのだ。・・・我々は、自覚を持ったユダヤ人として、臆することなくドイツを支持することで、第3の戦線を形成する。保守主義者にとって明確なドイツ・ユダヤ人の現実とは、宗教の中に、またそれに規定されたユダヤ人としての系統の中に、生物学的なもの以上の我々の特性がある、ということだ。しかし我々が持っているのは、特殊な文化なのではなく、独特の祭祀 Kult だけであり、・・・宗教を離れては、・・・ただドイツの意志を持っているだけなのだ。我々の心臓はドイツのために脈打っているのだから。・・・よって、同化主義者やシオニストと戦うことで、我々は、消え去ることのないドイツ・ユダヤ人の現実のために戦い、ユダヤ教徒のドイツ人がドイツの未来に対して持つ消し去れない資格のために戦っているのだ。(S.112)・・・ドイツ人であることを自覚するユダヤ人がさらにバラバラにならないためには、単一のまとまりと、強力な権威主義的指導部が必要となる。今日、本当に権威主義的な指導部は、ただ若い世代によってのみ作り得る。・・・『ドイツ先遣隊』は、政治的激変の後、自由主義的同化主義者とシオニストに対抗して、現実にドイツ的なものとユダヤ的なものを、忌まわしい接続詞なしに1つにする立場を代表してきた唯一のグループなのだ。・・・だから、我々は、ユダヤ人の中に、第3の戦線を確立することを公言する。・・・その本能的な態度に基づいて・・・。(S.113)・・・その目標は、態度において変化したドイツ・ユダヤ人が、・・・ドイツ民族とその国家に等族として staendisch 算入されることである。」(S.116)

研究者ラインスは、シェーブスの考えをこう解釈する。彼は、ナチスの反セム主義を、運動の中心的諸目的に対する周辺的な現象と見た、と。ナチスは、自身が憎悪する全てを、単に「ユダヤ人」という抽象的な概念に投影しているのであって、純粹・単純にユダヤ人への憎悪に動機づけられ

ているわけではない、という理解である。つまり、ナチズムの本質は、その人種憎悪にあるのではなく、むしろドイツ社会の回復への献身にあり、それは、過去との全体的断絶と新国家の創設によって達せられるという考えであった²⁰⁾。

33年以前のシェーブスによる保守革命への関与を補足したのは、ユダヤ教に関する彼独自の解釈であり、それは、上述の引用からも伺えるように、その後の彼の政治的態度や行動に特定の色彩を与えることとなった。研究者ラインスは、それを以下のように説明している。1926年の Eberhard Beyer との出会いが、彼にこれまでの生活の矛盾と直面させることになった、と。バイアーは、ベルリン大学の教会史教授でドイツでのルター派研究者のカール・ホルのもとで学んでいた。彼からシェーブスは、自身の抱える問題への接近方法はプロテスタント的だが、結論はユダヤ教的だと指摘された。その結果、この二分法を克服するために、彼はユダヤ教を研究することになり、19世紀のヴェストファーレンのユダヤ人哲学者のザロモン・ルートヴィヒ・シュタインハイムの作品の分析に取り組んだ。シュタインハイムは、当時のユダヤ教内の宗派に見られた、宗教と哲学の内容を同一視しようとする試みに対して論争していた。宗教的真理は、もっぱら神による救済の中にある。よって、救済は、理性の一般的内容から排除され、ユダヤ教信仰の1つのレベルにまで引き上げられるべきだというのが、彼の反合理主義的立場であるようだ。これによって、救済は理性に由来しない一方、救済の真理は、疑われざるものとして確定できることとなる。こういったシュタインハイムの考え方が、後のシェーブスに、ドイツ・ユダヤ教内で、シオニズムや自由主義的な同化主義に代わる、第3の勢力創設の試みを許す知的基礎を与えることとなった、とラインスは述べる²¹⁾。

31年にシェーブスは学位論文を完成し、最初の著作『今日のユダヤ教信仰²²⁾』を翌年出版した。カール・バルトなどの現代プロテスタント思想家らが直面した問題に向かうことで、彼らの方法を利用し、ユダヤ教思想の完全な再方向づけへの道を、彼はこの著作で示そうと試みた。ユダヤ人で

あることは、神との歴史的関係に関与すること。これは、個人的な神との関係である。神聖なる救済は、公的なものであってはならず、もっぱら聖書 Tenach の中のみ見つけられ得るもので、さらなる補足・補完を必要としない。このように、救済の個人的性格の強調と、神との純粋に個人的な対峙は、プロテスタント思想をユダヤ教の神学的問題に直接的に適用したものだっただろう²³⁾。

シェープスが試みたのは、内的体験に基づいた宗教信仰のシステムを供給することであり、それは、反シオニストのユダヤ人青年に、ユダヤの遺産と祖国ドイツの両方に忠実なままに在ることを可能とすることだった。シェープスは、上述の引用にもあるように、シオニズムを、ユダヤ人の歴史における誤ったメシア運動の伝統の一部と見なしていた。またそれは、彼にとっては、ユダヤ民族の概念に人種的色彩を持ち込んでドイツの人種主義を真似ることで、ユダヤ教の品位を落とし、世俗化する試みだと映っていた。

ユダヤ民族 Volk の存在を否定するシェープスのユダヤ人概念は、血や人種的な絆に基礎づけられることはできず、神がユダヤ人にゆだねた特殊な宗教的使命に基づかねばならなかった。このようにして、彼は、シオニズムを拒絶し、ドイツでのユダヤ人の宗教生活を矛盾なく再肯定するための神学的基礎を確立した、と研究者ラインスは述べている²⁴⁾。

このようにシェープスは、ユダヤ教の新解釈を展開することを強調したが、彼とその仲間たちは、日常生活でのユダヤ教の宗教儀式を遵守していたわけではない。彼は自分も守らなかったし、仲間にもそれを求めなかった、とラインスは伝える²⁵⁾。ユダヤ教は、彼に、秩序・法・伝統に基づいた信仰のシステムを与えた。それらの価値は彼の人生で卓越したものであり、それらと彼自身のプロイセン主義との融合を、彼は試みた。

ベルリンに育つことで、彼は、その街に支配的なプロイセンの象徴に感化された。また、プロイセン史とユダヤ史の間にある類似性に、彼はとらわれた。プロイセン人にもユダヤ人にも、従属という概念は、その血の中

に根付いている。つまり、法に従う限りにおいてのみ、両部族は存在するという考えがそれであり、また共に、その土地に根付いたドイツの部族であるとして、シェーブスは両者の共通点を強調しようとした²⁶⁾。

こういった彼の主張を政治的右翼が受け入れてくれることが、彼にとっては、ヒトラーの政権獲得以前も以後も決定的に重要だった。彼によれば、ドイツは単に血と人種の共同体以上の、運命と歴史に基づいた共同体である²⁷⁾。こう言わなければ、彼のようなユダヤ人保守派には、ドイツの政治の中に居場所はなかったのである。この論拠を発展させて、彼は、ユダヤ人がプロイセン史に対して行った過去の貢献を強調した。それらには、解放戦争への彼らの従軍、ホーエンツォーレルン王朝へのユダヤ人社会の忠誠、ユダヤ教にもプロイセン・イデオロギーにも共に認められる保守主義的価値観などが含まれていた。また彼は、第一次大戦中の兵士の態度を、ドイツの若者世代が身につけてほしい軍事的態度として賞賛した²⁸⁾。

3. 第三帝国下でのシェーブスと「先遣隊」

ヒトラーが政権についたことで、シェーブスは、ナチスがプロイセン的価値を体現していると評価し、これとユダヤ的価値の共生への自身の信仰を新たなものとし、それによって、等族制的な第三帝国の建設にユダヤ人保守派が関与できる手段としようとした。機関誌『ドイツ先遣隊』の34年1月号の論説「世界的なこの時のなかでのドイツの使命²⁹⁾」で、シェーブスは、プロイセン主義に特徴づけられる鍛錬・意志力・権威を賞賛し、ナチズムがドイツ全体に、それらを拡大したという主張を展開している。つまり、新政権と自分たち保守的ドイツ・ユダヤ人との調停を何とか模索し続けている。35年になっても、後述のように彼は、シオニズムを拒絶し、ドイツ国内での苦難な道を選ぶことによって、自分たちが現実にも、意識的にも真のドイツ人であると主張している³⁰⁾。

「先遣隊」のメンバーの年齢層は若く、おそらく大抵が大学生かギムナ

ジウム卒業生だったようだ。彼らの特長は、ユダヤ教への肯定的態度、自由主義的発想の同化への軽蔑、ブント的青年運動の原則への固執などにある。特に「先遣隊」は、ユダヤ教信仰へのより伝統的な接近に好都合のように、同化主義的な改革派ユダヤ教を拒絶していた。それは、シェーブスの努力つまり、ドイツ・ナショナリズムとユダヤ的伝統との融合を反映していたのである³¹⁾。

ドイツ・ユダヤ人社会内で、シェーブスは、シオニズムとリベラルに染まったユダヤ人主流派の両方を拒絶するユダヤ人青年層に、それらの代替案となる第3の戦線を確立しようとした。「先遣隊」は、その戦線設立のための第1歩だった。

ナチ体制がユダヤ人右派の関与を認めることに期待して、彼は、ユダヤ・ゲマインデ指導層を変革することで、リベラル・同化思想を破棄することを求めた。また、同化主義を追求する上部組織として、33年9月に既存のユダヤ系組織を統合する形で出来上がった「ドイツ・ユダヤ人全国代表部」にも反対を唱えている。彼は、それに代わる、ブント思想の染みついた想像力豊かな青年層からなる権威主義的な新指導層を要求した³²⁾。また、既存の組織に入り込んで、浸透するシオニストの影響に対抗するための行動グループ設立を提唱し、さらに、ユダヤ人青年のドイツ農村への農耕入植や、軍拡大に際してのユダヤ人の参加なども提唱している。これらをヒトラーとその閣僚たちに請願できるよう、繰り返し彼らとの会見を「先遣隊」は求めた³³⁾。

この態度の裏返しとして、ユダヤ社会内でユダヤ文化が復活することに、シェーブスらは反対した。機関誌『ドイツ先遣隊』は34年5／6月号で、ドイツユダヤ人文化同盟が、ユダヤ的な内容に傾倒していくことを嘆いた³⁴⁾。この文化同盟は、33年、ユダヤ人俳優・女優・音楽家・芸術家らに職を斡旋するために設立された。アーリア人を雇ったり、非ユダヤ人の観客に劇を提供することはこの組織に禁止されたので、文化同盟の催しの観客も都市のユダヤ人であった。ベルリンでのこの組織主催の最初の演劇は、

レッシングの「賢者ナータン」であり、これは、ユダヤ人の俳優も観客も、ドイツの自由主義的な文化伝統、とくにユダヤ人解放をもたらした啓蒙思想との結びつきを断てないことを示していた。これへの攻撃の背後にあったのは、文化同盟の活動がドイツのユダヤ人の多数がまだ持っている民主主義的感情を強化するのではないかという恐れであり、また、ユダヤ民族主義的な傾向＝シオニズムを鼓舞することにはならないかという恐れでもあった、とラインスは理解している³⁵⁾。

ベルリンのラビでシオニストのヨアヒム・プリンツは、33年11月の著書『我らユダヤ人』で、ユダヤ人のドイツ民族共同体への統合がまだ可能だと考えている同化主義ユダヤ人らを批判した。プリンツは、ドイツ・ユダヤ人に同化を拒絶し、ユダヤ民族共同体での位置を再確認するよう促した。ドイツ人に受け入れてもらうために、ユダヤ人はあまりに大きな代償を払ってきた。つまり、受洗、混合婚、非ユダヤ的なマナーの真似、改姓、ユダヤ人の民族的アイデンティティの全体的否定などがそれである。ナチスが政権についたので、この方向での闘争に見込みはほとんどない。ユダヤ人住民の大多数がシオニズムを受け入れるまで、ユダヤ人と非ユダヤ人との真剣な相手への考慮など生じない、というのがプリンツの考えだった。つまり、ユダヤ人を集団として解放するシオニズム以外に方法はない、という理解である³⁶⁾。

シェーブスは、34年6月に『我らドイツ・ユダヤ人』を出すことでこれに反論し、自らの主張を繰り返している。プリンツらシオニストが、ユダヤ人の特性を示すために、人種主義的な理念を利用したことを、シェーブスは非難している。この意味で、シオニストこそが、近代的なナショナリズムに都合よく、神が彼らに与えた特殊歴史的な使命を捨ててしまったので、本当の同化主義者は彼らだ、というのがその反論の中心となっている³⁷⁾。

両者の論争は、34年になって、シオニストと非シオニストのユダヤ社会内での分極化が拡大していったことを象徴するものとも言える。ユダヤ・

ゲマインデ内での指導をめぐって、シオニスト連合と、ユダヤ人前線兵士全国同盟という第一次大戦の古参兵組織との対立が強まってくることに、それは現れている。

こういった対立があった結果、「先遣隊」は、この全国同盟と連合する方向を選んでいる。元々両者の依って立つ立場は、かなり一致していた。たとえば、全国同盟も「先遣隊」も、シオニズムとボルシェヴィズムの両者に反対し、保守主義的傾向のユダヤ人青年をドイツ民族共同体に統合させようとしていた。さらに、全国同盟は、「先遣隊」にとって、1つのモデルでもあった。「先遣隊」は、全国同盟の、前線体験の強調とドイツ人意識を持つユダヤ人への支持には、共感していた。「先遣隊」は、全国同盟と共に、Land u. Handwerk 組織を設立している。これは、祖国ドイツを離れたくない若者に、農業や手工業での職業再教育をするための組織だった³⁸⁾。

34年以降に両組織は、はっきりと協力体制を取っている。全国同盟の機関誌『盾』は「先遣隊」の活動を伝え、全国同盟の地方支部は、シェーブスを講師に招いている。そこで、シェーブスは、ユダヤ人が神の民であって、民族ではないといった自説を展開した。シェーブスが自著や「先遣隊」の出版物を出すために持っていた「先遣隊出版所」と全国同盟も提携し、シェーブスの著書を割引き価格で全国同盟メンバーらに提供している³⁹⁾。

35年春、両組織の最大の協力が生じた。ナチ体制が国防軍の来るべき拡大に際して、ユダヤ人を除外するという決定を阻止するためだった。ワイマル期を通じて、ナチやその他の右翼団体から、ユダヤ人は仮病を使って兵役を忌避するといった中傷が繰り返されていたので、両組織は、その他の同化主義諸組織と共に、一般兵役義務の再導入を、新政権に対してユダヤ人の愛国心を示す最後のチャンスと見なしていた。研究者カール・シュロイネスとラインスは、この5月21日の「国防法」が、9月15日の「ニュルンベルク法」よりも前に、ドイツ・ユダヤ人に対してドイツ民族共同体の成員にふさわしくない2級市民であるという烙印を押すことで、彼らに

打撃を与えたと理解している⁴⁰⁾。

ヒトラーがヴェルサイユ条約の軍事条項を破棄するという決定を発表した翌日、3月17日には、全国同盟のスポークスマンは、自分たちも、他の市民に与えられたと同じ権利を放棄するつもりがないこと、また、祖国防衛に貢献することを自明の権利であり義務であると見なしていることを宣言してアピールした。つまり、国防軍と協力できるための唯一の基礎として、同じ市民権という原則でのユダヤ人の軍隊への加入を求めたのであり、噂された分離されたユダヤ人補助戦力の設置は、受け入れがたいと表明したのである。

「先遣隊」も、総統官房や国防省に請願を開始した。「先遣隊」は、3月22日に新軍隊に加入したい意志を、以下のように声明している。ラインスの論文から引用してみよう。「ドイツ帝国が軍役に関してその揺るぎない主権を再構築するというこの晴の瞬間に、我々ドイツ・ユダヤ人青年は、この一步に満足することを表明せずにはいられない。父たちが1914年から18年に、祖国に対する自明の義務を果たしたのと同じく、今日、我々も軍役に就く準備ができていることを宣言する。我々の『いつでも喜んで祖国ドイツのために』というモットーに忠実に。⁴¹⁾」

しかし、こういった請願は実らなかった。「国防法」の15条は、「軍隊での現役勤務の条件は、アーリア人家系であること」を明記したのである。ただし、軍最高司令部からの圧力で、ヒトラーは、この規定の免除が、調査委員会の審査を経て、内務・国防両大臣の一致したガイドラインに沿ってなされうることに同意した。また、非アーリア人の戦時の利用は、別の規定によることとして、ここでは保留された。

この第15条からわかるのは、軍最高司令部が望んだのが、非アーリア人の中の完全ユダヤ人と部分的ユダヤ人とを明確に区別し、それによって、軍のマンパワーの潜在的減少を最小限に食い止めようとしたことであろう。内務省と国防軍が春に調査したところ、完全ユダヤ人ではない、軍役資格を与えたい非アーリア人は、30万8千人以上だったそうである。7月25日

には、軍の意向での妥協の結果、政府は、完全ユダヤ人の部類に入る非アーリア人（両親がユダヤ人か祖父母の3人がユダヤ人）を現役部隊への徴兵対象から外し、必要ならば後備役第2部隊へ、半分ユダヤ人以下は、申請を経て例外的に現役部隊へ入れるとした⁴²⁾。

これを根拠とした、ユダヤ人青年の入隊志願の請願が、この夏にはあったようだ。「先遣隊」メンバーのシュールマンの例を、ラインスは紹介している。彼は、「人種」的には半分ユダヤ人であったが、調査委員会での質問で、父や自分がユダヤ教を守っていることを隠さなかった。そのせいで、彼の申請は却下された。ハンブルクに住む「先遣隊」の別のメンバーも、その後に申請したが、却下されている。「いつも喜んで祖国ドイツのために」というモットーに忠実に、彼らは、ドイツとしてのアイデンティティとユダヤ人としてのそのどちらをも、拒絶することを拒んだのだ。しかし、彼らの行動の意図は、政権の側に受け入れられることはなかった⁴³⁾。

35年12月、彼らにとって最悪の事態が現実になった。つまり、「先遣隊」の解散命令が出されたのだ。これは、11月14日のドイツ国公民法第1次施行令公布を受けて、同化を公言する諸組織への、SSとゲシュタポの断固たる取り締まりが始まったことの一環でもあった。12月3日には、全国同盟の機関誌編集者の Hans Wollenberg が、今後の公的活動を禁じられた。ユダヤ人が今後もドイツに留まるべきだと、全国同盟の集会で述べたためであるようだ。ただ全国同盟は、「先遣隊」とは異なり、38年まで存続を許された。ドイツ・ユダヤ人全国代表部の重要な構成組織だったから、とラインスは理解している⁴⁴⁾。

38年までに、国外への移住その他で、ドイツ・ユダヤ人人口は約16万人の減少を見ている。それでも、数千人はビザ取得ができずに移住を断念したようだ。理由は、経済不況や、西ヨーロッパ・北米・南米諸国での反セム主義的雰囲気増加、移住申請者の年齢や職業構成の問題などが、移民を困難にしたようである。もっとも、彼ら以外に、「先遣隊」のメンバー

らのように、ドイツ国内が変化することに期待して、移住を拒否したユダヤ人の一部も存在した。しかしさすがに彼らの幻影を打ち砕くことになったのは、38年11月の「水晶の夜」以降の出来事だったようだ。

シェープス自身は、38年12月24日に辛くもスウェーデンへの亡命に成功した⁴⁵⁾。しかし彼以外の同士の多くは、収容所への運命を免れなかったようだ。39年8月、新天地の Upsala からシェープスは、ドイツ国内に残る元メンバーたちとコンタクトを取ろうとしている。新組織を立ち上げるためだったようだ。ドイツでは保守革命がナチスによって裏切られたのだという前提に立って、シェープスは、ユダヤ人問題へのナチ流のアプローチのみが、ドイツがユダヤ人に与える唯一の回答ではないと主張した。一旦ドイツがナチスから解放されれば、ドイツ人民は、ユダヤ人の参加も認める等族的第三帝国を建設しようと信じた。その準備のために、亡命下での元メンバーらの再結集を模索したのだ⁴⁶⁾。しかし、第二次大戦の勃発が、この試みに終止符を打ったのである。それでも、シェープスは、ドイツへの傾倒を捨てなかった。自身の亡命や両親の収容所での死⁴⁷⁾にもかかわらず、戦後西ドイツに戻り、エアランゲン大学で教鞭を取った彼は、自身を「保守主義者、プロイセン人、ユダヤ人」と定義している⁴⁸⁾。

4. 結びに代えて

研究者ラインスは、シェープスらに対し、以下のような評価を下している。この運動は、ドイツ・ナショナリズムが、自由主義・シオニズム・マルクス主義のどれにも勝るということを、ドイツ・ユダヤ人に納得させるに至らなかった、と。つまり、ユダヤ人青年の多くは、パレスチナを避難地とは認めなくとも、シオニストの活動を財政的に援助した。より年配の世代も、シェープスらにあまり共感を示さなかった。ドイツの政治で、反セム主義と右翼とが伝統的に結びついていたことが、彼ら両世代の多くの拒絶の背景にあったのであろう、と。権威主義的なユダヤ人リーダー層や

ブント的な支配-従属といった生活スタイルは、多くのドイツ・ユダヤ人中間層にとって異質であるだけでなく、現実の基盤も存在しなかった。つまり、ナチスの政権獲得以前に彼らは、リベラル政党や社会民主党を支持していたのであるから。その上シェーブスは、彼とは異なるユダヤ的なものの遵守の方法、つまり、同化主義を取る改革派ユダヤ教などには無理解だった。また、シェーブスらは、ユダヤ人社会だけでなく、ナチスを説得することにも失敗した。つまり、保守主義的価値と愛国的信条がユダヤ人であることの埋め合わせになることを、ナチスに納得させることができなかった。人種主義理論が持つ意味を、「先遣隊」やその他の右派組織は理解できなかった。その運命的な危険性を理解するのが間に合わなかった、と⁴⁹⁾。

私自身は、こういったラインスの評価を、最終的・全般的な意味合いでは否定するつもりはない。ただ、忘れてはならないのはまず第1に、ナチスを説得しようとしたのが彼らだけではなかったことである。つまり、「先遣隊」やシェーブスの思想・運動を、当時のドイツ・ユダヤ人とは全くかけ離れたものであった、と私は理解しない。多少なりとも、彼らドイツ・ユダヤ人は、自身をユダヤ教徒のドイツ人、ないしユダヤ系のドイツ人と考え、新体制の下でも、なんとかドイツ国内で生活していく道を模索したのである。確かに、シェーブスが提示しようとしたドイツ的なものとユダヤ的なものの共生スタイルは、異質であったかもしれない。同化主義の立場のドイツ・ユダヤ人の多くが、ユダヤ人ではあっても真のドイツ人であると主張したのに対して、シェーブスは、ユダヤ教を遵守するユダヤ人であるからこそ真のドイツ人である、と主張したわけであるから。

しかし、同化を経て意識的・文化的に既にドイツ人となっていたドイツ・ユダヤ人が、それでも彼らを拒絶するドイツ社会=第三帝国において、一方で新たにユダヤ的アイデンティティにめざめつつも、それとドイツ人としてのアイデンティティとをどう整合的に共存させていくかを模索する際の1つの様式として、私は、シェーブスらを理解しておきたい。つまり、

同じ問題を、多くのドイツ・ユダヤ人が抱えていたのである。研究者ユルゲン・マテウスは、最近の研究において次のような例を紹介している。1933年6月13日、ドイツ・ユダヤ人保守派の350名以上が集会を開いて、「ドイツ・ユダヤ人新戦線」Neue Front der deutschen Juden の設立を決議した。政権獲得までナチスに反対していたユダヤ人最大の組織であるユダヤ教徒ドイツ国民中央協会では、新政権とドイツ・ユダヤ人との間に関係の改善を期待できないと考えたのか、この組織や、ユダヤ人としての部分を軽視するさらに右派の「ドイツ民族主義ユダヤ人連合」を除いて、この「新戦線」は提唱された。「新戦線」は、その綱領に、①ドイツの思考を有するユダヤ教徒の全男女の統合②ドイツ・ユダヤ人の国家への再編入と祖国に対する彼らの国民的姿勢の証明③同権を認め、防衛力を有する国民的ドイツの追求④ドイツ民族共同体内での彼らのドイツ性の承認のための闘争⑤活動目標としての完全な同権の再獲得を掲げていた⁵⁰。これ以後の「新戦線」の声明はなく、これと「先遣隊」との関係も不明ではあるが、「先遣隊」に見られた方向性は、少なくとも33年段階では、この例からも決して唯一のものではなかったのである。

しかもシェープスは、全面的にナチズムに賛同し、身も心もそれに捧げ尽くしたわけではない。それと、保守主義的なユダヤ人が、なんとか共存する道を模索したのだと評価したい。彼の「先遣隊出版所」がドイツ・ユダヤ人の他の組織の代表の論説も集めて1935年初頭に出版した『ドイツ・ユダヤ人の意志と道』のなかで、シェープスは、自身の状況認識をこう述べている。「我々ユダヤ人の状況は、ナチズムを通じて今日危機に陥ったのではなく、神がアブラハムに悟らせて以来、危機の中にあるのだ。とりわけ、エルサレムの神殿が破壊された [ユダヤ暦] 3830年 [西暦紀元70年] 以来、危機の中にあるのだ。・・・我々は・・・予言者らが約束したように、『主の日』かその直前に救済者が到着するまで、さらに追放の中で生き続ける。・・・しかし、我々も、追放下の世俗的な国家権力にイエスと言う。それは、罪深いもののだとはいえ、より大きな罪から身を守るため神が置い

たものだからだ。我々は、・・あらゆる地上の国家当局に無条件に忠誠を捧ぐ。それがナチ当局であっても。⁵¹⁾」そういった危機意識や状況認識は、1935年までのドイツ・ユダヤ人が認識した現実の危機—確かに理不尽なものだったのではあるが—をそれなりに反映していたものではないか、と私は考えている。

彼は、1963年の著書でも、70年の資料集でもこう述べている。33年から35年にかけては誰も、これから引き起こされるナチ犯罪を予見できるものはいなかった、また、35年以降のドイツ・ユダヤ人諸組織の、国外移住促進に向けた努力を、後から振り返って思えば正しいものだった、と⁵²⁾。これを言い訳と取るのも不可能ではないが、本稿の最初で述べたような当時の状況に照らし合わせてみれば、そこにはそれなりの真実が含まれていると思われる。シェーブスは、自分が37年頃まで、国外移住よりもユダヤ人のドイツ人意識の強調をまだ重視していたと振り返っている⁵³⁾。研究者マテウスも、「ニュルンベルク法」以降の36年になっても、ユダヤ人であることを理由としたダイムラー＝ベンツ社によるあるユダヤ人女性従業員の解雇を、ベルリン労働裁判所が不当とする判決を下した例を挙げている⁵⁴⁾。確かに稀ではあったが、こういった事例は他にもあったので、運命的な危険を理解するのに遅れたのは、シェーブスらだけではなかった。38年末以降になって脱出できたドイツ・ユダヤ人の多くにも、そのことは当てはまるのではなかろうか。

註

- 1) 拙稿「第三帝国下のドイツ・ユダヤ人の『危機』」平成9-12年度科学研究費補助金・基盤研究(A)(2)「西洋の歴史叙述にみる『危機』の諸相」(研究代表者・山代宏道)99年3月, 269-287頁。
- 2) Wolf Gruner, *Judenverfolgung in Berlin 1933-1945*, Berlin 1996, S.17-69.
- 3) Ebenda, S.7-8, ders., “Die Reichshauptstadt und die Verfolgung der Berliner Juden”, in: Reinhard Ruerup (H.g.), *Juedische Geschichte in Berlin, Essays und Studien*, Berlin 1995, S.229-230.
- 4) Avraham Barkai, *Vom Boykott zur Entjudung*, Frankfurt/M 1987, S.66,

- 123.
- 5) Gruner, Judenverfolgung, S.17-30, 拙稿, 273-6頁。
 - 6) Gruner, Judenverfolgung, S.37-38, 拙稿, 277-8頁。
 - 7) Gruner, Judenverfolgung, S.44-49, 拙稿, 279-80頁。
 - 8) Gruner, Judenverfolgung, S.46-64, 拙稿, 279-84頁。
 - 9) 平成11-13年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)「第三帝国期におけるドイツ・ユダヤ人のアイデンティティに関する研究」(研究代表者・長田浩彰)
 - 10) Hans-Joachim Schoeps, Rufmord 1970. Beiheft zu "Bereit fuer Deutschland", Erlangen 1970, ders., Ja-Nein-und Trotzdem. Erinnerungen-Begegnungen-Erfahrungen, Mainz 1974.
 - 11) Carl J. Rheins, "Deutscher Vortrupp, Gefolgschaft deutscher Juden 1933-1935", in: Leo Baeck Institute Year Book 26 (1981), S. 207-229. この組織の機関誌の発行地が, 4号(34年5/6月)まではフランクフルトで, 8月の第5号からはベルリンになっている。また, シェーブスに関しては, 以下の著書も詳しい。John V. H. Dipper, Bound upon a Wheel of Fire. Why so many German Jews made the tragic Decision to remain in Nazi Germany, New York 1996.
 - 12) Rheins, a.a.O., S. 208-9.
 - 13) Ebenda, S. 209-210.
 - 14) これは, 以下に再録されている。Hans=Joachim Schoeps, Bereit fuer Deutschland. Der Patriotismus deutscher Juden und der Nationalsozialismus, Berlin 1970, S. 59-62.
 - 15) Ebenda, S.61.
 - 16) Ebenda, S. 62.
 - 17) Schoeps, "Das neue Gesicht der Politik", in: Ebenda, S. 69-85.
 - 18) Ebenda, S. 80.
 - 19) これも, 同書に再録されている。Ebenda, S. 103-116. 以下, 本文中の引用頁は, 再録されたもののそれである。
 - 20) Rheins, a.a.O., S.210.
 - 21) Ebenda, S.211.
 - 22) Schoeps, Juedischer Glaube in dieser Zeit. Prolegomena zur Grundlegung einer systematischen Theologie des Judentums, Berlin (Philo Verlag) 1932, 90S.
 - 23) Rheins, a.a.O., S.212.
 - 24) Ebenda, S.212-3.
 - 25) Ebenda, S.213.

- 26) Schoeps, Rueckblicke. Die letzten dreissig Jahre(1925-1955)und danach, Berlin 2.Aufl., 1963, S. 62-65, ders., “Der Jude in Preussen”, in: Der Schild/Beiblatt 44 (16.11.1934), Rheins, a.a.O. , S.213.
- 27) Schoeps, “Der Deutsche Vortrupp - der Ort geschichtlicher Besinnung”, in: Wille und Weg des deutschen Judentums, Berlin(Vortrupp Verlag)1935, S.55.
- 28) Rheins, a.a.O., S.213-4.
- 29) Schoeps, “Die deutsche Aufgabe in dieser Weltstunde”, in: Der Deutsche Vortrupp. Blaetter einer Gefolgschaft deutscher Juden, H.2 (Jan. 1934), S.2-11. 特に 3-4 頁参照。
- 30) 本稿の 4, 「結びに代えて」を参照されたい。
- 31) Rheins, a.a.O., S.215.
- 32) Schoeps, “Gleiches Los - Ungleiche Losung” (13.4.1934), in: Klaus J. Herrmann, Das Dritte Reich und die deutsch-juedischen Organisationen 1933-1934, Koeln u.a., 1969, S. 45-46.
- 33) Rheins, a.a.O., S. 216-7, Schoeps, Ja-Nein-und Trotzdem, S. 129-132.
- 34) “Kulturbund oder Bundeskultur?”, in: Der Deutsche Vortrupp, H.4 (Mai/Juni 1934), S.4-9.
- 35) Rheins, a.a.O., S.218.
- 36) プリンツは、同化のためにユダヤ教が「プロテスタント化」された、と19世紀以降のユダヤ教改革を否定的に述べ、ドイツでの国民意識に占める人種や血統の要素の重要性が、ユダヤ人問題の解決を緊急なものとしていると述べている。Joachim Prinz, Wir Juden, Berlin 1934, S.63-70, 153-57.
- 37) Schoeps, Wir deutschen Juden, Berlin 1934, reprinted in: ders., Bereit fuer Deutschland, S.1 70-227. 特に, 174-182頁。プリンツやシェーブスの両著書の抜粋は、以下にも収録されている。Christoph Schulte (H.g.), Deutschtum und Judentum. Ein Disput unter Juden aus Deutschland, Stuttgart (Reclam Nr.8899) 1993, S.89-137.
- 38) Rheins, a.a.O., S.220-22.
- 39) Ebenda. S. 222.
- 40) Ebenda, S. 223, Karl A. Schleunes, The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy toward German Jews, 1933-1939, Chicago u.a. 1970, S.117.
- 41) Schoeps, Rueckblicke, S.98, Rheins, a.a.O., S.224.
- 42) Ebenda, S. 224-5, Joseph Walk (H.g.), Das Sonderrecht fuer die Juden im NS-Staat, Heidelberg 2. Aufl. 1996, S.115-6, 122, Herrmann, Das Dritte Reich, S.49-50.

- 43) Rheins, a.a.O., S.225.
- 44) Ebenda, S.226-7.
- 45) Schoeps, Rueckblicke, S.101-114.
- 46) Ders., "Deutscher Vortrupp im Exil- Ein Rufbrief vom August 1939", in: ders., Bereit fuer Deutschland, S.166-69, Rheins, a.a.O., S.228.
- 47) Jurius H. Schoeps, "Hasenheide Nr. 54, Zur Geschichte einer deutsch-juedischen Familie", in: A. Nachama u. J. H. Schoeps (H.g.), Aufbau nach dem Untergang. Deutsch-juedische Geschichte nach 1945, Berlin 1992, S.252-57. 著者は、シェーブスの息子（ポツダム大学教授）である。
- 48) Schoeps, Bereit fuer Deutschland, S.9, ders., Ja-Nein-und Trotzdem, S.21-31, Rheins, a.a.O., S.228.
- 49) Rheins, a.a.O., S.229.
- 50) Juergen Matthaeus, "Kampf ohne Verbuedete. Der Centralverein deutscher Staatsbuerger juedischen Glaubens 1933-1938", in: Jahrbuch fuer Antisemitismusforschung 8 (1999), S.256-8.
- 51) 註27) の文献。つまり, Schoeps, "Der Deutsche Vortrupp", S.54-55.
- 52) Schoeps, Rueckblicke [1963], S.101, ders., Bereit fuer Deutschland [1970], S.11.
- 53) Ebenda, S.11.
- 54) Matthaeus, a.a.O., S.261. また逆に, 専門職公務員再建法の免除規定がまだ有効であった時期に, 既にそれを無視した措置が執られる場合があったことも事実である。Ebenda, S.274, Anm.-Nr. 62. 1934年6月18日の市職員雇用に関するベルリン市長命令は, その一例と言える。Gruner, Judenverfolgung, S.32, 拙稿, 276頁。

表1 ベルリン・ユダヤ人の国外移住者数

(39年9月1日まで)

年	移住者数
1933	13,000
34	9,000
35	6,000
36	10,000
37	10,000
38	16,000
39(開戦まで)	16,000
総数	80,000

Wolf Gruner, Judenverfolgung in Berlin1933-1945, Berlin 1996, S.95.

表2 ベルリンにおけるユダヤ人住民数

管区名	33年6月 (管区内人口比)	35年8月	39年5月	41年6月
1) Charlottenburg	27,013(7.93%)	26,741	11,393	10,400
2) Wilmersdorf	26,607(13.54%)	27,222	13,810	11,700
3) Mitte	24,425(9.18%)	22,368	13,821	10,000
4) PrenzlauerBerg	18,051(5.77%)	17,062	9,577	7,910
5) Schoenberg	16,261(7.35%)	15,924	10,056	9,075
6) Tiergarten	12,286(4.88%)	12,425	5,312	4,460
7) Friedrichshain	6,437(2.12%)	6,557	3,563	3,300
8) Kreuzberg	6,096(1.80%)	5,899	2,652	2,240
9) Wedding	3,500(1.05%)	3,317	1,961	916
10) Steglitz	3,186(1.64%)	2,445	1,226	900
11) Neukoelln	2,941(0.93%)	2,413	1,129	1,080
12) Zehlendorf	2,331(3.53%)	1,635	441	362
13) Tempelhof	2,322(2.03%)	1,825	455	352
14) Lichtenberg	2,208(0.91%)	1,928	563	340
15) Pankow	2,079(1.47%)	1,417	1,080	504
16) Weissensee	1,366(1.67%)	1,022	590	286
17) Reinickendorf	1,115(0.68%)	884	363	180
18) Treptow	1,006(0.81%)	824	232	265
19) Spandau	725(0.49%)	625	205	162
20) Koepenick	609(0.68%)	489	284	288
総数 (ユダヤ教徒)	160,564(3.78%)	153,022	78,713	64,720
「ユダヤ人種」総数			82,457	73,842

Wolf Gruner, Judenverfolgung in Berlin1933-1945, Berlin 1996, S.93-94. より合成。

表3 ドイツ・ユダヤ人の減少(1)

年月(39年まではユダヤ教徒の人数)	
1925	564,376
1933(1月)	525,000(推定)
(6月)	499,682
(年末)	約47万~48万人(推定)
1936(初頭)	約42万7千人(推定)
1938(初頭)	約36万人(推定)
(11月)	約30万人(推定)
1939(5月)	213,930
(9月)	185,000
1941(10月)	164,000
1942	139,000
1943(1月1日)	51,257
(4月)	31,910
1944(9月)	14,574
1945(半ば)	25,000(推定)

表4 ドイツ・ユダヤ人の減少(2)

年 月 日	ユダヤ教徒人口 (39年まで)	国 外 移住者 (単位・千人)	出生数に対する 死亡数の超過 (単位・千人)	東方その他 への移送 (単位・千人)
1933	525,000(推定)	37	5.5	
1934		23	5.5	
1935		21	5.5	
1936		25	6.0	
1937		23	7.0	
1938		40	8.0	
1939(5/17) (12/31)	213,930		10	
1940		15	8	10
1941(5/1) (10/1)	169,000 164,000	8	4	25
1942	139,000	8.5	7.5	73
1943	51,000		5	25
1944	14,500		1	
1945	20-25,000			
合 計(人)		278,500	72,000	134,000

表3・4の出典

Herbert A. Strauss, "Jewish Emigration from Germany. Nazi Policies and Jewish Responses (I)", in: Leo Baeck Institute Year Book 25 (1980), S.317, 326, Avraham Barkai, Vom Boykott zur Entjudung, Frankfurt/M 1987, S.11, 65, 123, 168, 221, S. Adler-Rudel, Juedische Selbsthilfe unter dem Naziregime 1933-1939, Tuebingen 1974, S.218-9.

Ueber das Krisenbewusstsein der Juden in der NS-Zeit

– durch die Aeusserungen und Handlungen Hans=Joachim Schoeps
und des Deutschen Vortrupps(1933-1935) –

Hiroaki NAGATA

In dieser Abhandlung werden anhand der Analyse vom jungen konservativen, deutschen Juden, Hans=Joachim Schoeps (1909-1980) und seiner Jugendorganisation, dem Deutschen Vortrupp, Gefolgschaft deutscher Juden (1933-1935), in Betracht gezogen, wie die Juden in der NS-Zeit die wirklichen Krisen fuer sie begreift haben und was fuer Identitaeten sie gehabt haben, aus denen sie damalige Situationen in Deutschland begreifen konnten.

Nach dem zweiten Weltkrieg wurden Schoeps und sein “Vortrupp” wegen ihrer philo-faschistischen Aeusserungen von ihrem Konservatismus in der NS-Zeit manchmal missverstanden und kritisiert.

Aber statt der Kritik sollen wir, Historiker, analysieren und erklæaren, in welcher Situation ihre Aeusserungen und Handlungen entstanden waren, denn wir sind keine Richter fuer die Vergangenheit. Aus dieser Gesichtspunkt werden in dieser Abhandlung die folgenden Analysen bezweckt: 1)aus den Forschungsergebnissen W. Gruners ueber die Behoerdenmassnahmen gegenueber den Juden in der Reichshauptstadt die Aenderungen der Tendenzen der Massnahmen klar zu machen, 2)duerch den historischen Materialien die Forschungsergebnissen C. J. Rheins ueber Schoeps und “Vortrupp” festzustellen und zu bestaetigen und 3)von 1) und 2) die Aeusserungen und Handlungen Schoeps und des “Vortrupp”s erneut zu ueberpruefen.

Daraus ziehe ich zwei Folgerungen. Erstens soll man ihre Aeus-

serungen und Handlungen in dem historischen Kontext bis zum Ende 1935 verstehen, in dem die Ausnahmehandlungen und d.h. Möglichkeiten, weiter als gleichberechtigte Bürger zu leben, für bestimmte Juden noch existierten. Und zweitens kann man die Beispiele von Schoeps und "Vortrupp" nicht besonders heterogen bezeichnen, weil J. Matthaeus bekannt macht, dass es wenigstens im Jahre 1933 ähnliche Versuche bei der Gründung einer patriotischen "Neuen Front der deutschen Juden" gegeben habe. Die Mehrheit der deutschen Juden versuchten mehr oder weniger als Deutsche juedischen Glaubens oder Stammes in ihrem Vaterland weiter zu leben. Ich glaube, dass man in den Äußerungen Schoeps und des "Vortrupp"s eine neue Art der Synthese vom Deutschtum und Judentum finden kann. Während die Mehrheit der deutschen Juden behaupteten, dass sie trotz ihres Judentums wahre Deutsche seien, behaupteten Schoeps und der "Vortrupp" steif und fest, dass sie, konservative und glaubenstreue Juden, wegen ihres echten Judentums wahre Deutsche seien. Sie wünschten, dass die Juden wie die Preussen oder Bayern als ein Stand anerkannt zu werden, der als ein Stamm Deutsche konstruiert. Aber das NS-Regime organisierte Deutschland zur Gemeinschaft des Blutes und der Rasse um und zwar nicht zu der der Geschichte und des Schicksals, die sie vom ganzen Herzen gewünscht haben.